

令和5年1月 建設工事請負契約書等の改定について

このことについて、下記のとおり取扱うこととし、「建設工事請負契約約款」の一部改定をしました。

記

1 改正理由

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第34条第1項の規定に基づく「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）」が一部改正されたことに伴う所要の改正

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 適用期日

令和5年1月1日以降に公告する案件から適用

佐久市 企画部 契約課 契約係

TEL : 0267-62-3084（直通）

FAX : 0267-62-2321（直通）

E-mail : keiyakukensa@city.saku.nagano.jp